

稲わらの取り扱いについてのお願い

平成23年3月11日（原子力発電所事故）以降に、ほ場等の屋外に放置され放射性物質をあびた可能性のある稲わらについて以下のことを徹底していただきますようお願いいたします。

- ① 牛に絶対に給与させないでください。
- ② 牛の敷料として使用しないでください。
- ③ 給与可能な牧草と隔離し、シートで覆うなどにより保管してください。
- ④ 保管された稲わらは国から指示があるまで、堆肥への混入やすきこみ、焼却等を行わないでください。

※ 皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

平成23年8月11日

栃木県那須農業振興事務所
那須塩原市
那須北農業共済組合
那須中央農業共済組合
栃木県開拓農業協同組合

那須野農業協同組合
酪農とちぎ農業協同組合
栃木県酪農業協同組合
北那須酪農業協同組合
常根酪農業協同組合

堆肥等の取り扱いについてのお願い

放射性物質により農地を汚染して、*食品衛生法上の暫定規制値を超える農作物を生産しないよう、下記のことに注意して下さい。

※ 食品衛生法上の暫定規制値(野菜類その他)：放射性セシウム 1キログラム当たり500ベクレル

〈肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される放射性セシウムの最大量(暫定許容値)〉

1キログラム(製品重量)あたり400ベクレルに設定されました。

- 独自に検査機関で検査し、暫定許容値以内であることを確認した堆肥は利用できます。
- 暫定許容値を下回る堆肥・肥料・土壌改良資材・培土(以下堆肥等と総称します。)を使いましょう。
ただし、原発事故前に製造した堆肥は、屋外保管を含め通常どおり利用できます。
注：わら・もみがら等をそのまま農地土壤に施用する場合も含まれます。
- 堆肥を購入したり譲り受ける場合は、いつの時期に・どの地域で・どのように生産されたものか確認しましょう。
- 自ら生産した堆肥等を使う際には、使った原料・生産時期・保管場所を確認しましょう。
放射性セシウムの状況については、県にお問い合わせ下さい。
- 堆肥等・堆肥等原料又は飼料・飼料原料を販売・譲渡する場合は、生産状況等の情報を適切に提供しましょう。

- ・ 汚染された稲わらが混入した堆肥の利用は差しひかえて下さい。
- ・ ただし、以下の場合は、農地土壤の汚染を拡大することはないので、暫定許容値にかかわらず、農産物、家畜排せつ物またはそれを原料とする堆肥を施用することが出来ます。
 - ① 生産した農産物の全部又は一部をその農地に還元する場合
 - ② 自ら飼料を生産する草地・飼料畑等に、自らの経営で生じた家畜排せつ物又は堆肥を還元する場合
 - ③ 草地・飼料畑等で生産した飼料を畜産経営に供給し、その畜産経営から入手した家畜排せつ物又は堆肥を、元の草地・飼料畑に還元する場合